

## 雲南広域連合独自の介護給付制度「市町村特別給付」をご利用ください。

雲南広域連合では、要介護認定を受けている方の居宅での生活を支援するために、外泊体験サービス事業と居宅サービス費区分支給基準限度額拡大事業の2事業からなる保険者独自の「市町村特別給付」を行っています。事業の内容や利用できる方などは次のとおりです。

| 事業名       | 〈1〉外泊体験サービス事業                                                                                        | 〈2〉居宅サービス費区分支給基準限度額拡大事業                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容      | 在宅復帰を目的に施設や病院から自宅へ外泊される場合に、外泊期間中に利用した居宅サービスにかかる費用の9割を支給するものです。<br>※利用期間は1泊2日以上で年間10日間が限度             | 中・重度の認定を受けている方が、居宅サービスの支給基準限度額(以下限度額:注1)を超えてサービスを利用しなければ日常生活が困難な場合に、基準額を拡大(表2)し、拡大部分にかかる費用の9割を支給するものです。                                              |
| 利用できる方    | 病院・診療所に入院または、介護保険施設に入所している要介護1以上の認定を受けている方。                                                          | 要介護3以上の認定を受けている方のうち、<br>①認知症の方<br>②寝たきりなどの方<br>③本人や家族等のやむを得ない理由<br>①～③の理由で限度額を超えなければ必要な回数の居宅サービスの利用ができない方。<br><br>※認知症により頻回のサービスを必要とする要介護2の方にも適用します。 |
| 対象となるサービス | (1)訪問介護<br>(2)訪問入浴介護<br>(3)訪問看護<br>(4)訪問リハビリテーション ※1<br>(5)通所介護<br>(認知症対応型通所介護を含む)<br>(6)通所リハビリテーション | (7)福祉用具貸与<br>(8)短期入所生活介護 ※1<br>(9)短期入所療養介護 ※1<br>(10)居宅介護支援 ※2<br><br>※1…居宅サービス費区分支給基準限度額拡大事業のみ<br>※2…外泊体験サービス事業のみ                                   |

備考 … いずれの事業とも事前に承認を必要とします。申請された内容を審査し、雲南広域連合長が認めた場合に限り、支給の対象となります。

(表1) 〈1〉の事業の1回あたりの利用限度額

| 介護度区分 | 利用限度額   |
|-------|---------|
| 要介護1  | 33,160円 |
| 要介護2  | 38,960円 |
| 要介護3  | 53,500円 |
| 要介護4  | 61,200円 |
| 要介護5  | 71,660円 |

(表2) 〈2〉の事業の対象となる支給限度基準額(月額)

| 介護度区分 | 通常の支給限度基準額 | 拡大後の支給限度基準額 |
|-------|------------|-------------|
| 要介護2  | 194,800円   | 253,240円    |
| 要介護3  | 267,500円   | 347,750円    |
| 要介護4  | 306,000円   | 397,800円    |
| 要介護5  | 358,300円   | 501,620円    |

注1) 支給基準限度額とは、介護度ごとに利用できる1か月あたりの居宅サービス費用の上限額です。上限額を超える居宅サービスの利用については、全額自己負担となります。  
市町村特別給付制度の利用・手続きなど詳しくは、雲南広域連合介護保険課管理給付係(電話0854-45-5803)または、各市町介護保険担当窓口までお問い合わせください。

### 保険料の急激な上昇が抑制されています

介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定(3%プラス)に伴い、65歳以上の方の介護保険料は上昇していますが、その上昇分を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。

## 介護保険料の徴収猶予・減免について

雲南広域連合では、介護保険料の徴収猶予・減免の制度を条例・規則によって定めています。

下記の事由に該当すると思われる場合は、雲南広域連合介護保険課又はお住まいの市町介護保険窓口へお問い合わせください。

- 被保険者又はその世帯の生計を主に維持している方の収入が、失業や事業の廃止などにより著しく減少した場合。
- 被保険者又はその世帯の生計を主に維持している方が、震災、風水害、火災などの災害により、住宅や家財等の財産について著しい損害を受けた場合。
- 被保険者又はその世帯の生計を主に維持している方の収入が、干ばつ、冷害などによる農作物等の不作により、著しく減少した場合。

## 介護保険料

# Q&A

**Q 11月に65歳になりますが、介護保険料はいつから年金天引き(特別徴収)になりますか?**

**A** 対象となる年金を年額18万円以上受給しておられれば、偶数月の初日で対象者を抽出し、半年後に年金天引き開始となりますので、この方の場合平成23年6月から年金天引き開始となります。それまでの間はお送りする納付書か、口座振替により納付していただくことになります。

**Q 介護保険料が年金から天引きされているのに納付書が別に届きましたがどうしてでしょうか?**

**A** 年金天引き(特別徴収)の金額が確定してから保険料額が増額更正された場合は(前年の収入や、今年度の住民税の課税状況が変わったことにより)増額分を納付書又は口座振替で納付していただくことになります。その場合は別途お知らせしますのでご理解いただけますようお願いします。



金山 由美子

訪問調査員の異動がありました！  
雲南広域連合では、訪問調査業務について、更新申請は主に事業所に委託して実施し、新規申請・変更申請は直接実施しています。  
この度、調査員の異動がありましたので、紹介します。訪問調査の際にはどうぞよろしくお願い致します。

7月から認定訪問調査の仕事につくことになりました。  
いつも明るい笑顔で、皆様の声や状況を正確に伝えられるよう誠実で適切な調査に努めていきたいと思っています。  
どうぞよろしくお願い致します。